四十八　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために当該市町村が当該年度に支出した額（奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該年度に出えんした額を含む。）及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては〇・三とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）とする。）とする。

四十九　移住・定住対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十一　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十二　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十九　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために当該市町村が当該年度に支出した額（奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該年度に出えんした額を含む。）及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては〇・三）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。）とする。

五十　移住・定住対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十一　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十二　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十三　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。